

令和3年度一般会計補正予算（専決第2号）について

（令和3年5月31日専決処分）

一 補正予算の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、飲食店に対する第三者認証制度を実施するとともに、認証取得に向けた飲食店の感染防止対策を支援するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることとした。

二 一般会計予算の規模

(1) 令和3年度現計予算額	719,040,232 千円
(2) 今回の補正予算額（専決第2号）	726,819 千円
(3) 令和3年度予算累計額	719,767,051 千円
(4) 令和2年度同期予算額	726,458,702 千円
(5) 対前年度同期比 $\frac{(3)}{(4)} \times 100$	99.1 %

三 一般会計補正予算の歳入

今回の補正予算の財源としては、歳出との関連において、国庫支出金5億8,145万5千円を計上したほか、財政調整基金からの繰入金1億4,536万4千円を計上した。

四 一般会計補正予算の歳出

今回の補正予算に計上した歳出の内容は、次のとおりである。

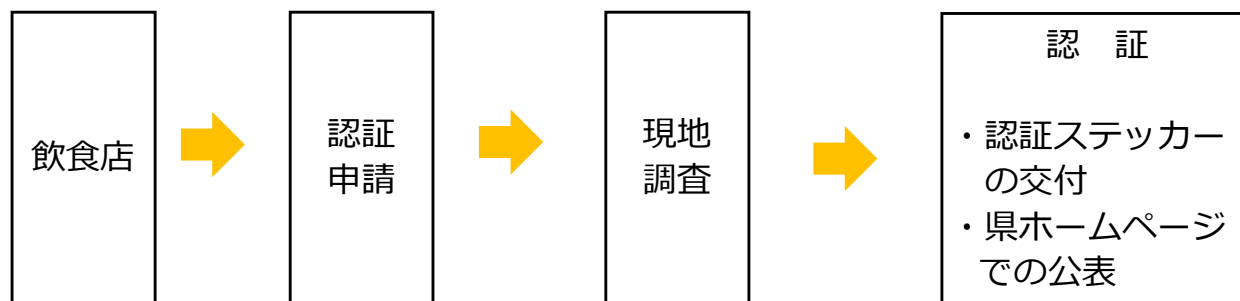
（単位：千円）

部局名	事業名	事業費	説明
健康福祉部	飲食店感染防止対策認証事業費（新規）	726,819	飲食店における感染防止対策の徹底を図るため、県による第三者認証制度を実施するとともに、認証取得に向けた飲食店の感染防止対策を支援するのに要する経費 ○飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助 540,000 補助金交付先 飲食事業者 補助率 10/10、3/4 補助限度額 10万円/店、30万円/店 ○県推進事業費 186,819

飲食店感染防止対策認証事業費

飲食店における新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る県の認証基準を定め、認証基準に適合する飲食店を現地調査の上、県が認証する。
また、認証取得に必要な環境整備や、より適切な感染防止対策を講じるために取り組む環境整備に要する経費に対する補助を行う。

<1 実施スキーム>



※ 認証基準を満たしていない飲食店には、認証取得に向けて、感染防止対策に取り組む環境整備に要する経費への補助や、助言・指導等による支援を行う。

※ 認証基準を満たしている飲食店には、より適切な感染防止対策に取り組む環境整備に要する経費への補助を行う。

<2 認証制度>

【対象施設】

食品衛生法に規定する営業許可を受けた飲食店（テイクアウト型やデリバリー型の店舗等は除く）

<3 補助制度>

【対象者】

認証制度の対象施設のうち、「従業員50人以下」又は「資本金の額又は出資の総額5,000万円以下」の飲食店

【対象経費】

アクリル板、消毒液自動噴霧器、CO2濃度測定器、非接触型体温計、加湿器、非接触型水栓、換気設備、換気機能付エアコン等の整備に要する経費

【上限額・補助率】

① 10万円 / 1店舗 (10 / 10) ② 30万円 / 1店舗 (3 / 4)

※飲食店の規模や感染防止対策の実施状況に応じて、①②のいずれかを選択